

「借地借家法施行規則」案
に関する意見募集の結果について

法務省民事局参事官室

「借地借家法施行規則」案に関する御意見の募集を下記要領にて行いましたが、検討の過程で、命令等で定めようとする内容が公示した案と異なることとなったため、本意見公募手続を取りやめ、再度意見公募手続を実施することとしました。

御協力ありがとうございました。

記

1. 実施期間

令和4年3月16日（水）から令和4年4月8日（金）まで

2. 意見提出の方法

電子メール、郵送、FAX

【本件に関するお問い合わせ先】

法務省民事局参事官室

TEL：03-3580-4111（内線5967）